

苫小牧市立病院 医療事故等公表基準

1 目的

苫小牧市立病院(以下「当院」という。)は、院内において発生した医療事故等について、市民に対し適切な情報提供を行うことにより、医療の透明性を高めるとともに社会的責任を果たし、市民の医療に対する信頼と医療の安全管理体制の向上を図ることを目的として、医療事故等公表基準を定める。

2 用語の定義

(1) インシデント(ヒヤリ・ハット)

医療の全過程において、患者に実際の被害は及ばなかったが、医療事故に繋がりがねなかった状況のこと。「ヒヤリ」としたり、「ハット」としたりすること。この場合、医療従事者の過誤・過失の有無を問わない。

(2) 医療事故(アクシデント)

医療の全過程において、予期しなかった結果(患者の死亡・生命の危機・病状の悪化などの身体的被害及び苦痛・不安などの精神的被害等)を生じること。この場合、医療従事者の過誤・過失の有無は問わず、また不可抗力的な事故も含むものとする。また、医療の全過程とは医療行為に限らず、病院内で起きる全ての事象を含むものとする。

3 インシデント・アクシデント患者影響度レベル

医療事故等の内容に応じてそのレベルを次のとおり設定する。

なお、レベル3aまでをインシデント、レベル3b以上をアクシデントとする。

区分	影響度	内 容
インシデント (ヒヤリ・ハット)	その他	直接患者に影響しない事例、その他医療安全と関連の乏しい事例など
	レベル0	当該行為などが患者には実施されなかった
	レベル1	当該行為などが患者に実施されたが、結果的に被害がなかった場合
	レベル2	当該行為などを原因として患者のバイタルサインに変化が生じ、観察強化や検査の必要を生じたが、処置や治療を行わなかった場合
	レベル3a	簡単な治療や処置を要した事例 例) 消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など
医療事故 (アクシデント)	レベル3b	濃厚な処置や治療を要した事例 例) 転倒により骨折・手術を要した事例など
	レベル4	永続的な後遺症が残った事例
	レベル5	死亡(原疾患の自然経過によるものを除く。)

4 公表の基準

医療事故等は原則として次の基準により公表する。

影響度	医療過誤・過失のある事象	医療過誤・過失のない事象
その他	一括公表	一括公表
レベル0		
レベル1		
レベル2		
レベル3a		
レベル3b		
レベル4	個別公表	一括公表
レベル5	個別公表	一括公表

(1) 個別公表

患者影響度レベル4又は5に相当し、明らかな医療過誤、その他、個別公表することの社会的意義が大きいと判断される場合

(2) 一括公表

個別公表以外の場合

5 個別公表を判断するプロセス

インシデントレポート等により報告された医療事故等について、当院の緊急対策会議において速やかに検討を行い、院内事故調査委員会等の設置の必要性、検討事例が公表事例に該当するか否かの判断、公表の内容、公表の方法、公表の時期について、医療安全に関する委員会等での意見を踏まえ、病院長が決定する。

6 公表の内容

(1) 個別公表

- ア 医療事故等の発生年月、発生状況、発生原因
- イ 患者の情報(年齢(10歳階級)、性別、原疾患名、現在の病状)
- ウ 当院での診療内容
- エ 事故後の対応
- オ その他、必要と思われる事項

(2) 一括公表

患者影響度レベル別及び事象別の発生件数

7 公表の方法及び公表の時期

(1) 個別公表

患者又は家族の了解を得て、事故発生後できるだけ速やかに報道機関等に対して公表するものとする。

(2) 一括公表

当該年度1年分を一括して翌年度の6月末日までに、当院ホームページに公表するものとする。

8 公表に当たっての留意事項

(1) 個別公表

患者及び家族のプライバシーに配慮するため、事前に患者、家族に公表の内容、時期、方法を説明し、同意を得るものとする。患者又は家族が公表内容の全部又は一部を希望しない場合は、医療安全に関する委員会等で公表内容を十分協議して決定する。

(2) 個別公表・一括公表(共通)

公表する内容から、患者及び当該医療事故等に関わった医療従事者が特定、識別されないように、個人情報の保護に十分注意する。

9 公表基準の適用時期

この基準は、平成30年4月1日以降に発生した医療事故等について適用する。

附則

この基準は、平成27年6月1日より適用する。

平成27年9月改訂

2017年4月改訂

2018年3月改訂

2019年6月改訂